【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税1） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）（地方税4）
		②	上記以外の税目	（所得税：外、個人住民税：外）
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 （1）国税（ア～ウは選択制） ア　所得控除（法人税） ・事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入（法人設立後 10 年間） イ　投資税額控除（法人税） ・対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・500 万円を超える建物及びその附属設備8%、 50 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 15% ・法人税額の 20%が上限額、繰越4年、取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 ウ　特別償却（法人税、所得税） ・500 万円を超える建物及びその附属設備 25%、50 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 50% ・取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 エ　エンジェル税制（所得税） ・事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者（＝指定会社）へ投資を行った個人に対する租税特別措置 （ア）指定会社へ投資した年（a と b は選択制） a.「投資額－2,000 円」を総所得金額から控除 b. 投資額を他の株式譲渡益から控除 （イ）指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算（繰越3年） （2）地方税 ア　個人住民税、法人住民税及び事業税 ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動）

				《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく経済金融特別地区における課税の特例について、適用期限（令和9年3月 31 日）を3年間延長し、令和 12 年3月 31 日までとする。
				《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法　第 57 条、第 57 条の 2、第 58 条 ・沖縄振興特別措置法施行令　第 26 条 ・租税特別措置法　第 12 条、第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 41 条の 18 の4、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条 ・租税特別措置法施行令　第 6 条の 3、第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 25 条の 12 の 3、第 26 条の 28 の 3、第 27 条の9、第 28 条の 9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則　第5条の 13、第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 20 条の 4、第 20 条の 16、第 21 条の 17 の 3 ・地方税法　第6条
5	担当部局			内閣府　政策統括官（沖縄政策担当）付　産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和5年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯			○平成 26 年度 ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 ○平成 29 年度 ・2年間延長 ○平成 31 年度 ・2年間延長 ○令和3年度 ・1年間延長 ○令和4年度 ・3年間延長 ○令和7年度 ・2年間延長
8	適用又は延長期間			3年間（令和9年度～令和 11 年度）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 　名護市が所在する北部圏域は、これまで、当該措置や沖縄振興事業、北部振興事業の実施により産業基盤が強化され、製造業、金融・情報通信関連産業等の経済金融活性化関連産業の振興、生活環境の整備による定住条件の整備が図られてきたところである。しかし、未だ他圏域と比較し経済基盤が弱く、所得水準も低い。 　北部地域の持続的な発展や県土の均衡ある発展に向けて、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」の企業の立地及び設備投資を促し、最終的に一人当たり市民所得の向上を目指す。
				《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026 について（令和8年7月 21 日閣議決定） 強い沖縄経済の実現を目指し、 沖縄科学技術大学院大学による産学

				官連携等の産業振興、「GW2050 PROJECTS」の早期実現、北部・離島地域振興、こどもの貧困対策や Well-being 実現に向けた取組等、沖縄振興を国家戦略として総合的に推進する。 （参考） 〇沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号） （目的） 第一条　この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 第五節　経済金融活性化特別地区 （経済金融活性化特別地区の指定） 第五十五条　内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。 ２～５（略） （経済金融活性化特別地区における事業の認定） 第五十六条　経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業（次項及び第五十七条の二第一項において「特定経済金融活性化事業」という。）を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 ２～６（略） 〇沖縄振興基本方針（令和4年 5 月 10 日　内閣総理大臣決定） Ⅱ　沖縄の振興の意義及び方向 ２　沖縄振興の方向 （1）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 　沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する地域経済の好循環を図っていくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。 　また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規

				模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (1)観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光産業の持続的な発展に向け、より消費単価の高い層の取り込み、地域特産品の開発、多様化するリピーターの嗜好に対応した効果的なプロモーションの強化等を通じて、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの更なる向上による競争力の強化を図る。また、平日の旅行需要創出が期待できるワーケーション等を推進するなど、観光需要の平準化を図り、外部環境の変化に強い観光産業の構築を目指す。さらに、文化・芸能、自然環境等の沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、スポーツ交流拠点の形成や MICE の誘致・開催を図る。こうした取組を通じて、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築を目指す。 あわせて、観光産業の働く場としての魅力を高め、質の高い沖縄観光を担う人材の円滑な確保を図るとともに、地域の受入体制や環境にも配慮した持続可能な沖縄観光の実現を目指す。 (2)情報通信関連産業 情報通信関連産業は、地理的不利性による影響が比較的小さく、大規模災害等のリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野である。その振興を通じて様々な産業の生産性向上や沖縄全体のデジタル化の進展に貢献し得ることから、時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めることが求められている。 このため、今後の成長可能性が見込める業種の重点的強化を図るとともに、高付加価値の商品・サービスの開発、金融を含む他産業との更なる連携強化、ICT 人材の育成等を促進する。また、デジタル技術の活用推進に向けた情報通信関連事業者への支援を通じ、情報通信関連産業はもとより、広く県内産業における DX の推進や AI、IoT、ビッグデータ等の活用促進を図る。 (5)金融業 金融業は、リスクマネーの供給機能に加え、コンサルティング機能を発揮し、情報通信等の関連産業や大学等とも連携しつつ、支援先の業務の高付加価値化及びそのための人材育成を図り、沖縄の産業発展やスタートアップの創出を目指す。 (6)農林水産業 沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を活かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域(EEZ)等を抱える離島地域の基幹産業として雇用の創出や移住・定住条件の確保に寄与しており、地域振興や国土の保全にも大きく貢献

			している。 　他方で、台風等の災害や病害虫被害に見られる自然的不利性や、流通の高コスト構造等の地理的不利性も抱えている。こうした不利性を克服し、沖縄の優位性と地域の特色を活かした持続可能で競争力のある農林水産業を振興するとともに、多面的機能を活かした農山漁村の振興を図ることが重要である。 　このため、質の向上を通じた「稼げる農林水産業」を実現できるよう、おきなわブランドの確立や顧客本位の高収益作物への転換、新たな技術等の導入、優良農地の確保、生産性向上に資する基盤整備、観光など他産業との連携強化や6次産業化を図るとともに、流通システムの改善を始めとした流通条件の不利性の解消や、県外・国外の新たな需要開拓を進め、これらの取組を通じて農林水産業の産出額や農林漁業者の所得の向上を目指す。また、農林水産業の従事者は高齢化等を背景に減少傾向にあり、幅広い層の農林水産業への参画を推進し、農林漁業者の育成・確保を図る。さらに、沖縄周辺海域の漁場で漁業者が安全・安心に水産業を営むことができるよう、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。 9　北部及び離島の振興に関する基本的な事項 （1）北部振興 　北部地域は、世界自然遺産に登録された豊かな自然環境を始めとする様々な強みが存在する一方、過疎化が進む地域が多く、山がちな地形も相まって、産業用地を始め、広大な一団の土地の確保が難しいなどの不利性を有しており、住民の方々が安心・安全に生活できる環境を整備し、地域の持続可能性の維持・向上を図ることが重要である。 　このため、地域の個性や魅力を活かした着地型観光の推進、特色ある資源を活かした特産品の開発・販路拡大、農商工連携の推進等を通じて、北部地域の特性に応じた産業振興や雇用の場の創出を図る。また、交通の維持・確保や魅力ある生活環境の整備、ICT も活用した教育・医療・福祉における住民サービスの向上等を通じ、移住・定住条件の整備を図るとともに、持続可能な北部地域の振興に不可欠な担い手の確保や人口流出の防止、交流人口・関係人口の拡大を目指す。 Ⅳ　沖縄振興の推進に関する事項 1　沖縄振興を推進するための措置（政策ツール） （4）税制上の特例措置 　沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。 　今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。 また、沖縄における酒税の軽減措置が段階的に廃止されることに鑑み、沖縄の酒類製造業の円滑な自立に向け、酒造事業者の創意工夫を後押ししていく

<table>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>【政策】10　沖縄政策
【施策】10　沖縄振興に関する施策の推進</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>《租税特別措置等により達成しようとする目標》
1　達成目標・経済金融活性化関連産業の売上高
令和 11 年度：881 億円
・本税制活用設備投資額
令和 11 年度：４億円
・経済金融活性化関連産業の新規立地企業数
令和 11 年度：25 社

（考え方）
令和4年度の名護市の一人当たり市民所得（203 万円）（実績）と令和 13 年度に一人当たり市民所得 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（9万8千円）から、令和 11 年度の名護市の一人当たり市民所得 271 万4千円を推計。
令和 11 年度の名護市の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の経済金融活性化関連産業の売上高の目標を 881 億円（※1）と推計。
令和 11 年度の経済金融活性化関連産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を4億円（※2）と設定。
令和 13 年度の情報通信関連企業の集積を 253 社（※3）としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。
・一人当たり名護市民所得①経済金融活性化産業の集積

（※1）令和5年度の経済金融活性化関連産業の売上高（実績）、令和4年度の名護市市民所得（実績）、令和4年度の名護市市民所得に占める雇用者報酬及び企業所得の割合、令和4年度の名護市総生産に占める経済金融活性化関連産業の割合等を用いて推計。
（※2）経済金融活性化関連産業の付加価値額の対売上高比（令和3年経済センサス）、本特例措置適用事業者の設備投資額とその投資により増加した付加価額の比などを用いて推計。
（※3）沖縄県「経済金融活性化計画」（令和4年9月）

2　適用期間中の目標
・経済金融活性化関連産業の売上高
<table>
<tr><th>令和9年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>818 億円</td><td>849 億円</td><td>881 億円</td></tr>
</table>
・本税制活用事業者の設備投資額
<table>
<tr><th>令和9年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>4億円</td><td>4億円</td><td>4億円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・経済金融活性化関連産業の新規立地企業数
<table><tr><th>令和9年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr><tr><td>25 社</td><td>25 社</td><td>25 社</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>達成目標実現により経済金融活性化産業が集積し、かつ立地企業の企業活動が活発になることで、北部圏域の拠点都市である名護市への金融関連産業と実際経済の基盤となる産業の集積が進み経済金融が活性化し、周辺市町村を含む北部圏域の産業の振興や県土の均衡ある発展に寄与するものである。
令和6年度の一人当たり市民所得は未確定であるものの、令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値増加分は約17 億円であり、令和6年度の一人当たり市民所得のうち企業所得及び雇用者報酬の向上に一定程度寄与していると考えられる</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>1．過去5年間の適用件数実績　（単位：件）
<table><tr><th>項目</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>所得控除</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>特別償却（法人）</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>10</td><td>6</td><td>8</td><td>6</td><td>11</td></tr><tr><td>事業税</td><td>2</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr></table>2．今後の適用件数見込み　（単位：件）
<table><tr><th>項目</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr><tr><td>所得控除</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>特別償却（法人）</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>13</td></tr><tr><td>事業税</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【算定根拠】
※国税について、令和3年度から令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。
※令和7年度の国税及び地方税の自動連動分（法人住民税、事業税）については沖縄県調査。各国税措置の適用件数は、企業数に各国税の措置の適用割合を乗じて算出。R7 においては、端数処理の結果、国税措置（所得控除、投資税額控除、特別償却）の合計件数と法人住民税の件数が一致していない。
※令和 8 年度以降の見込みについては、【別紙】R9改正減収額・適用数見込みの試算を参照。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>適用額</td><td>1．過去5年間の適用額実績
（単位：百万円）</td></tr>
</table>

項目	R3	R4	R5	R6	R7
所得控除	106	88	67	21,008	21,074
投資税額控除	18	20	105	29	35
特別償却（法人）	24	0	0	1	145
法人住民税	3	3	8	343	347
事業税	2	12	17	15	12

2．今後の適用額見込み　（単位：百万円）

項目	R8	R9	R10	R11
所得控除	21,084	21,094	21,105	21,118
投資税額控除	36	37	38	39
特別償却（法人）	149	153	158	163
法人住民税	347	348	348	348
事業税	15	15	15	15

【算定根拠】

※国税については、令和3年度から令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）、地方税の法人住民税については国税の減収額に7％を乗じて算定、事業税について、沖縄県調べ。※令和7年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。※令和8年度以降の見込みについては、【別紙】R9改正減収額・適用数見込みの試算を参照。

③ 減収額

1．過去5年間の減収額

（単位：百万円）

	項目	R3	R4	R5	R6	R7
国税	所得控除	25	20	16	4,874	4,889
	投資税額控除	18	20	105	29	35
	特別償却	6	0	0	0	34
地方税	法人住民税（所得控除分）	2	1	1	341	342
	法人住民税（投資税額控除分）	1	1	7	2	2
	法人住民税（特別償却分）	0	0	0	0	2

	事業税（所得控除分）	2	12	17	15	12
	事業税（特別償却分）	0	0	0	0	0

2．今後の減収見込み

（単位：百万円）

	項目	R8	R9	R10	R11
国税	所得控除	4,891	4,894	4,896	4,899
	投資税額控除	36	37	38	39
	特別償却	35	36	37	38
地方税	法人住民税（所得控除分）	342	342	343	343
	法人住民税（投資税額控除分）	3	3	3	3
	法人住民税（特別償却分）	2	3	2	2
	事業税（所得控除分）	15	15	15	15
	事業税（特別償却分）	0	0	0	0

【算定根拠】
※国税の令和3年度から令和6年度までについては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における活用実績に基づいて算出（別紙「減収額・適用見込みの試算」参照）。令和7年度は、沖縄県調査に基づいて算出。
※法人住民税については国税の減収額に7%を乗じて算定。事業税について、沖縄県調べ。
※令和8年度以降の見込みについては、【別紙】R9改正減収額・適用数見込みの試算を参照。

④ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》
1．前回の政策目的の達成状況
（1） 前回の政策目的は令和8年度までに次の①から③を目標としていた。
達成目標①：経済金融活性化産業の集積
測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数
目標値①：18 社
達成目標②：設備投資を行った企業の付加価値額の増加

測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率
目標値②：2.25％

達成目標③：事業拡大・新たな事業展開等の促進
測定指標③：制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数
目標値③：2件

（2） 達成状況実績①：1社
実績②：対象となる企業は4社おり、いずれも付加価値額の増加率2.25%を達成
実績③：0件
※沖縄県に提出された税制活用事業者の実績報告書及び沖縄県への申請状況を確認した。令和8年度の実績は未確定。

（3）目標に達していない場合の理由
①新型コロナウイルス感染症の拡大によって名護市の経済が落ち込み、事業者が設備投資や名護市への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じたものと考えられる。また、令和4年度から県知事認定制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないこと、及び制度の周知広報不足から申請件数が減少したことがあげられる。
②投資を受ける側の事業者の認定要件に一定のハードルがあること、事業認定及び指定の申請に時間を要するため投資時機を逸することなど、申請等に要する負担が大きいこと等の理由から制度の活用には至らなかった。

2．今回の政策目的の達成状況
・経済金融活性化関連産業の売上高

令和4年度	令和5年度	令和6年度
525 億円	649 億円	692 億円

・本特例措置活用事業者の設備投資額

令和4年度	令和5年度	令和6年度
3億円	8億円	18 億円

・経済金融活性化関連産業の新規立地企業数

令和4年度	令和5年度	令和6年度
15 社	▲21 社	13 社

※経済金融活性化関連産業の対象地域内において、新規に立地した企業に加えて撤退した企業も含まれているため令和5年度がマイナスとなっている。

3．達成目標の変更理由

従前の達成目標は、経済金融活性化関連産業の集積、設備投資を行った企業の付加価値額の増加及び事業拡大・新たな事業展開等の促進を設定していた。

今回の要望では、令和4年度から新たに導入した県知事認定及び租税特別措置の自己点検を踏まえて、政策体系や政策目的及び根拠法（沖縄振興特別措置法）が同一である他の沖縄振興税制との整合性を図りつつ、政策目的として一人当たり市民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

1　前回設定した目標に対する効果

前回設定した令和 7 年度から令和 8 年度における測定指標は、税制を活用した新規立地企業数が 18 社以上/年間、税制を活用した事業者の付加価値額の増加率 2.25%、エンジェル税制を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数2件としている。令和7年度の実績は把握できていないため、直接的効果は不明であるが、新たに対象地域に立地した企業数は、令和 5 年度から 6 年度において 11 社増加している（沖縄県調べ）。新規立地企業が本税制措置を活用するタイミングは企業の投資計画、資金調達、経営状況等にも影響されるため、増加した 11 社が今後税制を活用する見込みはある。また、税制措置があることは、立地を目指す企業にとり、進出に対する前向きな検討につながり、経済金融活性化産業の集積へ寄与する。

2　今回新たに設定した目標に対する効果

＜適用期間中の目標：再掲＞

・経済金融活性化関連産業の売上高

令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
818 億円	849 億円	881 億円

・本税制活用事業者の設備投資額

令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
4億円	4億円	4億円

・経済金融活性化関連産業の新規立地企業数

令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
25 社	25 社	25 社

・今後の適用件数見込み　（単位：件）

項目	R8	R9	R10	R11
所得控除	5	6	6	7
投資税額控除	2	2	2	2

特別償却（法人）	4	4	4	4
法人住民税	11	12	13	13
事業税	5	5	5	5

（1） 令和 11 年度の経済金融活性化関連産業の売上高：881 億円
税制活用事業者は、措置実施計画を作成し売上高等の目標を設定した上で、その実現性や継続性があると沖縄県知事により認定される必要があるため、経済金融活性化関連産業の売上高を増加させる効果が見込まれるが、税制活用事業者以外の事業者による売上高も多分に含まれており、精緻に切り分けて見込みを算出することは難しい。
（2） 令和 11 年度の本税制活用設備投資額：4億円
令和8年から令和 11 年までの見込みについては、投資税額控除及び特別償却の適用見込み数が合計 24 件であり、令和4年から令和6年の本税制活用事業者の設備投資額の平均額が 2 億円（同期間における事業者から提出された実施状況報告書の設備投資総額 27.7 億円、税制活用事業者数 14 件から算出）であることから、年間 48 億円（1事業年度あたり 12 億円）の設備投資額が見込まれる。
設備投資が増加すると、（1）に記載のとおり沖縄県知事による認定を受けた措置実施計画がより多く実施されることから、経済金融活性化関連産業の売上高を増加させる効果が見込まれる。
なお、本税制は対象地域を名護市（名護市の人口は、沖縄県全体の 4.4%）に限定していることから、今後の適用件数見込みが 10 件未満と僅少なっている項目もあるものの、政策目的である名護市の市民所得向上にあたっては、本税制を誘引とした企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促すことが、引き続き必要である。
（3） 令和 11 年度の経済金融活性化関連産業の新規立地企業数：25 社
立地企業数については、令和8年度から令和 11 年度にかけては 25 社を見込んでいる（「経済金融活性化計画」（令和4年9月沖縄県）おいて、新規立地企業数を令和4年度から令和 13 年度までに 253 社と見込んでいることを踏まえ、同期間における平均増加数を基に設定）。
立地企業数が増加することにより、経済金融活性化関連産業の売上高を増加させ市民所得を高める効果が見込まれる。
【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
上記参照
沖縄県「県民経済計算」
沖縄県「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」
沖縄県「経済金融活性化産業振興計画」同「実施状況報告書」

《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
本制度は対象地域である名護市のみに適用される特別措置であり、他の税制に比して対象事業者数が少ないこと、加えて所得控除及び投資税額控除については、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。
一方、制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいる。また、制度を活用している企業へのヒアリングによれば、当該税制が設備投資のインセンティブになっているこ

				とがわかる。これらを踏まえると、政策目的である経済金融活性化産業の集積に効果があるものと考えられる。 　また、沖縄本島北部圏域は過疎地域が多く存在し、県内他圏域に比べて１人あたり市町村民所得が低い現状にある。このため、県及び名護市では本制度を含む各種施策の実施により企業誘致及び県民所得向上等に取り組み、北部圏域の経済活性化による県土の均衡ある発展を図ってきた。また、国においても道路や港湾等のインフラ整備に取り組むなど、北部圏域の自立的発展の条件整備を進めているところである。 　これらの取組によって北部圏域の活性化に一定の成果を上げてきたものの、当該地域はいまだに他圏域と比較して経済基盤は弱く、均衡ある発展に向けては引き続き整備された産業基盤等を有効利用する企業等を誘致し、地域の雇用を創出しつつ経済を活性化させていく必要がある。引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、更なる経済金融の活性化を図っていきたい。
		⑤	税収減を是認する理由等	本税制により高付加価値な企業の誘致や立地した企業の事業拡大に向けた設備投資を促進することにより、経済金融活性化関連産業の売上高は令和4年度から令和6年度において 167 億円増加しており、本税制よる令和4年度の減収額1億円（国税 0.9 億円＋地方税 0.4 億円）と比較し、税収減を是認できるものと考える。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融業、情報通信関連業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。 　また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では、本制度の他に沖縄振興特別推進交付金等による補助事業もあるが、これら補助事業では地理的不利性の解消や新事業創出のための開発支援、販路拡大・商流構築支援等を行っているのに対し、本制度は事業者の建物取得や設備投資等への支援を行うことで地域経済の内発的発展を促進しており、役割分担を図っている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和6年8月（R6内閣 01）